

「ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全評価基準」の
一部改訂について(案)

平成22年11月2日
安全部会

宇宙開発委員会安全部会では、宇宙開発委員会からの平成22年10月27日決定の調査審議の付託を受け、「ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全評価基準」(以下、「安全評価基準」という。)の改訂についての審議を行ってきたが、このほど、本部会としての結論をとりまとめたので、下記の通り報告する。

今後、ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全性の評価においては、改訂した本基準を用いて安全対策についての調査審議を行い、安全確保を図ることが必要である。

なお、本部会としては、今後のロケットの開発、打上げ等に関する技術の進歩を踏まえて、本基準を継続的に見直していくことが必要であると考えている。

1. 改訂の趣旨

安全評価基準が定める整備作業期間中の保安距離は、米国の規格であったAFR127-100に基づいていた。実験や研究に基づく知見が蓄積されたため、2010年8月に米国の規格が見直され、発効されたことから、安全評価基準の改訂の必要性について安全部会において次のとおり調査審議を実施し、その結果と

して所要の改訂が必要との結論に至った。

2. 調査審議の状況

- ・ 第5回安全部会：平成22年11月2日(火)

3. 改訂案の概要

(1) 地上安全対策 整備作業期間における警戒区域

整備作業期間における警戒区域として、液体推進薬(ヒドラジン類、四酸化二窒素)のみの場合と、固体推進薬及び液体推進薬(ヒドラジン類、NTO)が共存する場合の警戒区域について、従来はAFR127-100に準拠していたが、AFMAN91-201 “EXPLOSIVES SAFETY STANDARDS”(2008.2)に準拠することとし、表1を修正するとともに、本文の関連箇所の文言の一部を明確化した。